

平成27年

議会運営委員会

9月9日

豊明市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

平成27年 9 月 9 日

午後 1 時30分 開会

午後 2 時30分 閉会

1. 出席委員

委員長	近 藤 郁 子	副委員長	早 川 直 彦
委員	清 水 義 昭	委員	富 永 秀 一
委員	近 藤 裕 英	委員	ふじえ 真理子
委員	三 浦 桂 司	委員	一 色 美智子
議長	月 岡 修 一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事担当係長	前 田 泰 之	議事課主事	川 口 真 也
--------	---------	-------	---------

4. 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長	石 川 晃 二	議事課長	馬 場 秀 樹
--------	---------	------	---------

5. 傍聴議員

郷右近 修	鵜 飼 貞 雄	蟹 井 智 行	後 藤 学
宮 本 英 彦	毛 受 明 宏	近 藤 千 鶴	山 盛 さちえ
近 藤 善 人	杉 浦 光 男		

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午後1時30分開会

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 皆さん、定刻に御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長が御出席でございますので、御挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、お疲れさまです。

きょうの議運は陳情9号、10号ですけど、個人的に申し上げますと、私はもうこの豊明市議会が日本一になると宣言したとおり、そういう気持ちでおりますし、そのために皆さんが議会改革に貴重な時間を割いて一生懸命真摯に取り組んでいただいている、そういった過程の中で陳情9号、10号が出ておりますが、これは我々が判断することでありまして、余りこういったことに左右されたくない。はっきり申し上げますけど。もう既に我々の車は出発しておりますし、当然我々が自主的に判断して答えを出す。議会運営委員会に出されたから議運で答えを出す、それはそうかもしれませんが、やはり大きな目標があってやっているのに、こういったことがこれから続くと非常にこれは足かせになる、はっきり申し上げるけど。ですから、こういったことを真摯に意見を重ねて結論をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本日の傍聴の取り扱いについて、申し合わせに従って、一般傍聴15名以内は、委員長において許可いたします。

ただいま2名の一般傍聴の申し込みがございます。御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） では、入室を認めます。

（一般傍聴者2名入室）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

初めに、陳情第9号 請願及び陳情者の意見陳述を公式に行うことを求める陳情を議題といたします。

陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、議会事務局においては質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

それでは、質疑のある方、挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは、公式に行うことを求めて、記録に残すように求めますということは、当然、テープ起こし、議事録等々も必要ですけれども、ざっくりで結構ですけれども、幾らぐらいの費用がかかるものでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場議事課長。

○議事課長（馬場秀樹君） テープ起こしは単価契約になっておりまして、1時間当たり1万2,800円プラス消費税という形になります。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 確認したいのですが、これは県内とか近隣とか、請願、陳情に対する趣旨説明を、公式の場と書いてありますので、委員会の中で行っているところ、行っていないところ、する場合としない場合、その辺はちょっと調べているのでしょうか、当局のほうで。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 尾三11市議会のほうで議長協議会が豊田のほうで8月3日に行われまして、そのときに議長のほうから陳情、請願の取り扱いをお聞きした中でのお話になりますけれども、まず、委員会の中で1人5分以内で発言をするというのが、長久手市さんがそういう取り扱いをことしの6月から始めましたと。ただ、実例はまだないそうです。

それから、尾張旭市さんのほうが、協議会というのを開きまして、その場で、うちと同じように5分以内で意見をおっしゃっていただいて、尾張旭市さんは、ただ、その協議会の会議録も起こして公開するという形をとっております。

それ以外の市につきまして、日進さんとか北名古屋市さん、それから、清須市さん、みよし市さんは、うちと同じように、休憩をとって、その場で意見陳述をしていただく形かなど。ただ、清須、みよしについても、今までそういった実例がないということで、もしそういうことが出てくれば、議運のほうで協議して、そういう形になるのかなという御意見でした。

あと、それ以外の瀬戸とか春日井市、それから、豊田市というこの3つの市は、いわゆるそういう場もないと。いわゆる陳情は配付して終わりというような形の審査の方法、審

査という言い方があれですけれども、配付して採択しないような形での、陳情の意見を書面で見たと、そういった形でのやり方をとっていると。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川副委員長。

○早川直彦委員 ほかになければ委員間討議をしたいんですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか、委員長。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） では、委員間討議に入ります。時間は30分をめぐり討議を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早川委員より、討議の目的及び論点をお願いいたします。

○早川直彦委員 陳情第9号については、趣旨のところ、請願、陳情の審査において陳情者の意見を公式に聞く機会を設けるよう求める。これ、公式ということは委員会のことだと思んですが、公式の場で行うことですね、意見陳述を。それがよいのか悪いのかとか、その辺、委員間討議をしたいのですが、どうでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ただいまの論点、請願及び陳情に対して意見陳述を公式に残すか残さないかは、よいか悪いかに対しての目的を持って、それを論点にして委員会討議をしたいということですが、それに対して御意見ございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今、早川副委員長からあった公式の場で意見陳述をすることがよいか悪いかということですが、私は、まず、結論から述べさせていただくと、よいというのか、公式の場で市民の方が意見を述べるのを拒む理由はないのかなというものがまず大前提にあるんですが、ほかの委員の方、どうでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 要するに、意見を公式に聞く機会ということなんですが、メリットとして、この理由のところでも書いてあることですが、会議録などの形で確実に残っていれば、後でどのような議論が行われたのか、そもそも公式に述べる陳述者の方がどういう意図でこの陳情を出されたのかというのを後で見返してしっかり確認することができる。どういう趣旨で出されて、それについてどういう議論がされたのかということもわかりやすい。休憩中だとそれが残らないということになりますので、そういうメリットはあるかなというふうに思います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 済みません、先ほどの事務局の説明の中で確認をさ

せていただきたいことがありますけれども、尾三13市で聞かれたという先ほどの説明は、それは請願、陳情ともにということでよかったですでしょうか。陳情のみでしょうか。請願も含めて。請願、陳情ということですよ。

石川事務局長。

○**議会事務局長（石川晃二君）** 委員間討議中でも質疑はオーケーというふうでよろしかったですかね。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** はい、そうなっていますので。

○**議会事務局長（石川晃二君）** うちから問題提起したのが、陳情の委員会審査における陳情者の補足説明の取り扱いというのはどのようにされていますかというふうでお聞きした結果の報告です。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** ありがとうございます。

ほかにございませんか。

早川委員。

○**早川直彦委員** 今、メリットのほうは富永委員が述べられましたが、逆にデメリットのほうもあるのかなと考えている。私は、ふじえ委員と同じ考え方ですので拒む理由はないという理由ですが、じゃ、デメリットというのも考えようによってはあるのかなと思いますので、もしデメリットがあるとしたら、何か委員の中から意見があればお願いします。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 三浦委員。

○**三浦桂司委員** 別に拒む理由はないと言われればそれまでですけども、例えば、今、議長が言われたように議会改革推進協議会を開催しているときに、例えば、先に陳情、請願なりに議員定数、議員報酬のやつがぼんぼん出た場合、先にこちらで答えを出さないといけない。そういう場合はどうするのかという問題も、よくよく考えないと、これ、ぼんぼんぼんぼん、僕のところでも、今、率直に言って、報酬なんかでも出してやるというのをちょっと待ってくださいと。今、協議会が始まっているからという、そういうのがどんどんどんどん議運の中で出てきて、先に結論出してしまったら、何のために協議会を開催するんだということもあります。その点について大変心配しております。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** ほかにございませんか。

富永委員。

○**富永秀一委員** 今の三浦委員の懸念についてなんですけれども、それは一つ一つの案件によって、これは協議会のほうでしっかりやっていきますので、ここでは、例えば、趣旨は採択して、でも詳細については協議会でやっていきたいと思いますとかいうこともあるでしょうし、物によっては、ここで採択としてしまって、ここで結論が出るというものがあって

もいいと思うんですね。そのあたりは、その一つ一つについて対応を考えていけばいいのではないかなと思います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の富永委員の言われたことに私もおおむね同意見なんですが、まず大前提として、いろんな考えを持っていらっしゃる市民の方からのそういう陳情とか請願をまず拒む、誰でもそういうのがまず出せるということが大前提にあって、改革推進協議会はもちろん今進行中です。今、改革推進協議会が進行中であるから陳情を出さないでくれというのは、市民側からすると、とても疑問を持たれるんじゃないかなと思うのと、あと、4年前に議員になりたてのころに、こういった陳情の委員会的时候に、協議会に切りかわって陳情者が意見を述べられた、その初めての経験のときにすごく自分としては違和感を持ったんです。その感覚を、今4年たって、今こうして改めてこういった陳情が出てきて、自分の中では、最初の自分が感じた市民感覚という点から、こういった出たものをこういう場で、今委員間討議ができるようになってすごく進歩しているんですが、こうした公式の場で聞くというのは、この場で、賛否含めて議運の場で決めていけるものじゃないかなというふうに今感じております。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 議長。

○議長（月岡修一議員） 今、陳情などを拒むというような発言がありましたけど、私はそれを拒むというような発言もしていませんし、どこでそんな陳情を拒むと言っていたか。三浦議員も私もそんなことを言っていないので。

今、論点整理というか、委員間討議の中で結論が先にもう出ちゃっているじゃないですか、ふじえさん、早川さんの。委員間討議ってこんなものなんですか。いきなり結論をつけておいて、それについて委員間討議をするようなやり方ならば、委員間討議なんか全く必要ない。そうでしょう。だったら最初から結論づければいいじゃないですか、こんなしっかりつけずに。私は、議会改革の重みを考えてほしいと言っているんです。何のために長時間やっているのか。そんな細かいことで、陳情を出してはいけないとかそんなことじゃないです。我々の責任の重さを考えて結論をつけなきゃいけないと、そういうことを申し上げている。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ここで申し上げたいと思います。議長が最初にそういうふうに皆さんにお話をされましたことは、皆さん十分承知の上でのお話というふうに

させていただいて、今は、結論というよりも、メリット、デメリットを出しましょうということですので、その辺の論点をもう一度確認していただきたい。ここでメリットが多ければ、デメリットがなければ、あくまでそれで目的は終わる。委員間討議一応終了させていただいて、もう一度質疑に戻りたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

今、早川委員からの委員間討議の目的及び論点は、公式の場で意見陳述することに対してメリット、デメリット、それを皆さんで討議をしたいということだったというふうに思いますので、もう一度もとに戻ってよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 必要かどうかということよりも、御本人が来て説明をするしないというところで、この内容がわかるわからないということよりも、書面の中で全てが伝わる、意向が伝わるような陳情を出していただければいいと思うんですね。御本人が来られない場合の人もいるし、そこで追加で説明するしないということでも私たちの判断が変わるというところではなく、書面を出して、今理由とかが書いてあるわけじゃないですか。これで理解ができるのであれば、私は、わざわざそこにつけ加えて陳情者が説明されるのであれば、その分をここに付け加えられればいいと思うんですけどね。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにいかがでしょうか。

一色委員。

○一色美智子委員 私も、今近藤裕英議員が言われたように、現実に意見陳述は今行っております。ただ、それをテープ起こしするかどうかという問題だと思います。デメリット、メリット。何がメリットで何がデメリットか。これも本当に今後審査をしていかなきゃいけないかなと思いますので、私は、さっき三浦委員が言われたみたいに、議会改革推進協議会がありますので、決めるのが本当じゃないかなと。ここで結論を出すのであるならば、今、議会改革推進協議会の分科会を持っていますよね、それがもう必要なしになるのではなかろうかなと思いますので、いろんなことは推進協議会のほうで私は決めていくべきだと思います。全員の意見のそろったところで、ここだけで決めるのではなくて、みんなの賛同を受けて決めるべきだと思います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 今の時点では、メリット、デメリットがあるかないかといったところのことで、近藤委員の意見をまとめさせていただくと、文書でちゃんとわかるように書いていただくほうがメリットがあるだろうというふうに受けとめてよろしかったでしょうか。

○一色美智子委員 はい、そうです。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにいかがでしょうか。

早川委員。

○早川直彦委員 意見のメリット、デメリットの追加なんですけど、思いというのはなかなか文章であらわせない部分もあると思うんですよね。長く書けば書くほど、これはわけがわからなくなる。やっぱり簡潔明瞭に文章はつくるべきで、あと、当然、聞く場があれば、陳述者について、これはどういうことですかという質疑ができるわけですので、やはり文章だけじゃなく、文章だけでもいい方もいれば、直接説明をしたい、陳述したいという方のその意見も尊重しなきゃいけないのかなと。

あと、そもそも請願や陳情というのは、やっぱり憲法で認められた権利だということころを忘れちゃいけないと思うんですよね。出されたものを議会として真摯に受けとめるという必要があると思いますので、その辺はやっぱり陳述者が述べたいというところの場はつくるべきだというふうに私は思っております。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） メリットの的にいうと。

○早川直彦委員 メリットの的にいうと、陳述者が意見を述べるのが、それは陳述者としてのメリットですよ、趣旨もよくわかるし。文書でわかる部分だったらそれでいいんですけど、文書以上に知らせたいこと、委員の中から質問して、これはどういう意味ですかとか、それもできるというのは、それは陳述者にとってもメリットだし、委員にとってもメリットというふうに私は考えます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 近藤委員。

○近藤裕英委員 討論ではないんですけど、憲法で認められた権利を忘れた発言をしているわけじゃありません。いや、今そうやっておっしゃったので。訂正願います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 早川委員。

○早川直彦委員 そういう意味で言ったわけじゃないですので、御理解よろしく申し上げます。反しているとかそういう意味じゃなくて、請願や陳情というのは、国民に認められた権利だということ、ただそういう意味のもので、それがいいとか悪いという意味じゃないですので、その辺御理解ください。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） この辺でちょっと皆さんに申し上げたいのは、憲法にかなった権利でありますので陳情も出されております。ですから、やはりこういうときも、それを踏まえた上でメリットがあるかデメリットがあるかということなので、陳述者に。もう少しすんなりと言っていたほうが差しさわりがなくていいと思いますので、

よろしく申し上げます。

議長。

○議長（月岡修一議員） 1つ、ちょっと時間の途中で私は御無礼させていただきますが、早川さん、言葉遣いに十分注意してくださいね。我々も長いこと議会にいますので、そういった発言は大変失礼だと思いますので。憲法とか法律云々のことは控えてください。

今までの経験でいくと、例えば陳述者が、説明論文、文章なしに説明した人は1人もいません。全部文章を書いてきて、ひどい内容の文章も読まれました。随分本会議場でも罵倒されたことがあります、それでもあえて黙って受けてきましたが、みんな文章を読んでいますよね。文章なしで自分の自己理論をとうとうと述べる人は1人もいませんでした。

したがって、先ほど近藤裕英さんが言われたように、文章でもって思いを明確にしたほうが、大勢の前で文章なしで理路整然とお話しされるということはとても容易なことではない。よほどのプロでない限りはできないと思いますね。ですから、文章を用いることは何も問題はないし、そういった方向でやるということは、一番それもいいし、何ゆえに公式に残したいのかという、その辺、僕が発言するとまた問題になるかもしれませんが、そういう強い思いが、今の時点では、私は、申しわけないですけど、理解ができない。公式に残すことと、こういう貴重な委員会の場で発言をしていただくことと、それはどういうことに重みがあるかわかりませんが、将来、文書に、ここの部分が私が陳述者として発言したことだという記録を残したいのか。そういったことではないと思うんです。個人的なそんな見解のことじゃないと。そのことをよくよく考えてやっていかないと、これから、もっともっと大局的にやっぱり物事を判断していかないといけないのじゃないかなと、私はそう思いますけどね。

以上です。

済みません、ちょっと時間が来て。次の公務に行きますので、大変途中で失礼ですけれども、よろしく申し上げます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

議長は公務のため退室をされますので、よろしく願いいたします。

もう一度、メリット、デメリットについてお願いします。

三浦委員。

○三浦桂司委員 私は、別に問題点の指摘をただけであって、反対みたいな捉え方をされると非常に困りますね、それ。冒頭に言ったように、拒む理由はないと。出さないでくれなんて言っていませんよ。市民感覚というのと、市民感覚を持った議員というの、じゃ、何のために、議会改革推進協議会が立ち上がって一生懸命議論をやっているから、そちら

でやったらどうですかということと言っただけのことであって、早川議員もそこら辺のところを十分理解していただきたいと思います。私は、いいとも悪いとも言っていない。ただ、問題点はありますかと言われたのでその点を言っただけのことであって。

以上です。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 最初の三浦委員の発言は、問題点についてでしたが、済みません、今、一旦、メリット、デメリットについての委員間討議に入っておりますので、メリット、デメリットについて皆さんからもう少し御意見をいただきたいと思いますが。

清水委員。

○**清水義昭委員** デメリットということですので、これをするによって悪用するみたいな感じのことですかね。例えば、プライバシーの侵害に及ぶようなことだとか、公式の場で。あと、私間で解決できるようなことだとか、そこら辺を公式の場でそうやって述べるということがちょっと悪用できるようになってしまうのかなということの懸念はあるのかなと。そこはデメリットの1つなのかなというふうには考えますけど。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 陳情者の方は一般の方でいらっしゃいますので、その辺のことを議員のように考えながら責任を持って話ができるかどうかといったところもやっぱり苦慮するといったところがデメリットじゃないかということによかったですか。

○**清水義昭委員** はい。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 近藤委員。

○**近藤裕英委員** 重複するかもしれない。いわゆるデメリットとして考えると、文書というのは、こうやって残って、何回も目を通して、見て、いろいろ精査できると思うんですね。口頭で補填してしゃべれるというところでいくと、きちっと要点をつかまえてしゃべれる人、私のように口下手な人、いろいろとあると思うんですね。そういう差は出ないですかね。口頭での機会がある。それがいい悪いじゃないですよ、そういう差が出る可能性はデメリットとしてはないでしょうかね。文章でしっかり書いていただければ伝わること、それプラス口頭でしゃべることによって、その文章以上のものが出てきてもおかしいでしょうし、その文章の内容を、逆に言うと、劣化して見られるような口頭発言が発生する可能性はありますよね。せっかく陳情していただいて、と思います。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 実は、先回の陳情のときに、陳情の方に御意見をということで休憩をとって聞いたときに、突然取り下げられたというか、題名が変わってしまったというか、そういったこともあったりいたしますので、やはりそういったことは、陳情者の方にも制度はちゃんと御理解いただいてしなきゃいけないなということは正直感

じてはおります。

ほかにはございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 逆に、メリットのほうなんですけど、陳情書に書き切れなかったようなこと、陳情書に書いてしまうとすごいページに及ぶだとか、そういうことを調べてきて意見を述べるということがメリットとしてはあるとは思いますが。たくさん調べて、たくさん資料を添付してもいいんですけど、そういうのは議会に対しても失礼になるということも考えられますので、メリットとしては、陳情書に書き切れなかったようなことで陳情した方が調べてきたことなんかを発言できるというようなメリットはあるとは思いますが。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 富永委員。

○富永秀一委員 もう一つメリットとしては、先ほど議長が、陳述者の書いている内容などについておっしゃっていたんですけど、伝え聞いたところではあるんですが、以前は、休憩中に、その陳述者に対して議員の側から随分ひどい物言いがあったというようなことも聞いておりますので、きちんと議事録に残るとい形になると、そういったやりとりも抑制されるという、礼節のあるやりとりになるのではないかなということが期待できるというのも1つメリットになるかなとは思いますが。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにはいかがでしょうか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど、デメリットのほうで、例えば悪用するだとか、プライバシーの問題だとか、私間で解決できるようなこと、こういう意見については、委員長の采配によってとめるとか、そういうこともできるというふうには考えていますので、そちらのデメリットのほうは陳述を述べている中で委員長が制止することができる、そういう采配をできるということで一応解決はできるのかなというふうには考えています。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） そろそろ時間のほうが来ますけれども、いかがでしょうか。

意見陳述のメリット、デメリット、この論点に対して意見も出尽くしたようですので、委員間討議を終結してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で委員間討議を終結し、質疑を再開いたします。

ほかには質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 もしこれが実現するとしたときに、本当に陳情者の発言によって紛糾し

てしまったとか、前ありましたよね、途中で取り下げられた。ああいうもの全てペーパー起こしされるということではなかったですか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 前はなかったものになりましたけれども。休憩中であつたのと。でも、正直言って、あれは陳情が出されております。正式に受け取っておりますので、それがなかったことになったんじゃないか。結果、済みません、もう一度どういうふうな終結になったか。

答弁願います。

石川事務局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 委員会の場での話ですと、休憩に入って、陳情者から提案説明していただくときに取り下げをしますと。だから、休憩に入る前までの記録はありますけど、休憩中の記録は残っていません。それだけです。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） もう一度私からも確認をさせていただきたいと思えますけれども、今回、これを可能とした場合、テープ起こしをして実現をさせた場合、そういった場合はどういうふうになりますか。休憩中がなくなりますので、全て記録に残ることになるのではなかったでしょうか。今の段階で。

答弁願います。

石川事務局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 公式の場というのが、先ほど、長久手市さんは、委員会の中で陳述していただくと。尾張旭市さんは、協議会の中で陳述して、それを協議会の記録も会議録を起こして公開すると。そういった場合に、公式の記録としては全て記録を残すという形になりますと。どちらで行われてもそういうふうな運用をするというふうに議会で決まれば記録は残ります。ただ、公式な場というのは委員会の中かどうかというのは、まだこれから多分決めていくことかなとは思いますが、いわゆる記録が残るような形で発言したいという趣旨なのか、委員会の中で発言したいというのか、ちょっと私は、尾張旭市さんと長久手市さんに聞いた限りでは若干ちょっと考え方が違ったのかなというふうに感じたものですから、どういう運用をするのかというのも、多分細かく決めていかなければならないのかなと。記録は全文残せという形になれば、当然残ります。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 変な発言になるかもしれませんが、多分石川局長のおっしゃったことの補足になるかと思うんですけど、要するに、公式の場で述べたことを全文書き起こすの

か、それとも要点にするのかということだと思っうんですね。それは今後決めていけばいいということの趣旨だと思っいます。もしかしたらそういう意味で伝わっていないかもしれないので、一応伝えました。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 事務局からの趣旨というのはありませんので、ここで皆さんがどのように考えられるかということですので、事務局長は質疑に対して答弁していただいたということで、指示をされたということではないわけですので、皆さんに一度お考えをお聞きいただくんですが、これで質疑がなければ終結することになります、いかがでしょうか。いいですか。

（異議なしの声あり）

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願っいます。

ふじえ委員。

○**ふじえ真理子委員** 陳情第9号 請願及び陳情者の意見陳述を公式に行うことを求める陳情に対して、採択の立場で討論させていただきます。

先ほど、メリット、デメリットが幾つか出ました。デメリットの中で出てきた、悪用されるのではないかと、あと、プライバシーの懸念もあるということももちろんござっいますが、陳情者として名前を連ねて出すということは、市民側にもそういう責任を負って出されているわけで、もし仮に、先ほどそういう紛糾するようなことがあれば、委員長がおりますし、そこにいる委員の良識もそこで問われてくる、議会としての判断をそれこそ示す場だと思っいますし、そういったことを全てオープンにしてあからさまにしていくということが市民に開かれた議会になっていくのじゃないかなと思っいます。

この陳情に関しては、公式の場で意見を聞く機会を設けてほしいというこの1点に絞られておりますので、議会改革推進協議会でより練っていくという、いろんな審議をして決めていったほうがいいというものの中には、陳情にはあるかと思っうんですが、これはこの公式の場でという1点ですので、この場で即断できるものではないかなと私は考えております。

以上です。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** ほかにござっいませんか。

早川委員。

○**早川直彦委員** 私も採択の立場で討論いたします。

先ほどのふじえ委員の内容と重なると思っうんですけど、やはり公式の場で発言するというのも、請願や陳情者にとっては必要なことだというふうに私も考えております。どんな

内容が出てくるか心配な部分、多分デメリットとして出てきたんですが、清水議員からも言われましたが、やっぱり委員長の裁量で変えることができるし、制止することもできます。その部分は心配することはないのかなというふうに私も思います。

逆に、公式の場で……。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 静粛に願います。

○早川直彦委員 公式の場で述べるということは……。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 静粛に願います。

○早川直彦委員 当然請願者や陳情者もやっぱり意識して来られると思いますので、事前に説明をしっかりとすれば、真摯な対応をしていただけるというふうに私は思っております。

以上で採択の立場で討論を終わります。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 結論から言うと、趣旨採択といたします。テープ起こしにも大したお金はかからないと。市民に開かれた議会というのは反対ではありません。拒む理由はありませんけれども、せっかく議会改革推進協議会が立ち上がって全員で協議しようというときに、何遍も繰り返しますけれども、内容は拒むものではありませんけれども、そこでしっかり協議して結論を導いたほうがいいと思いますので、今の状況としては趣旨採択といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 私も、この陳情第9号なんですけれども、意見陳述を記録に残すか残さないか、テープ起こしをするかしないかということなんですけれども、やることは別に何のあれもありません。ただ、せっかく議会改革推進協議会を持っていますので、この中でできれば決めたほうがいいのかなと思いますので、趣旨は十分わかっておりますので、趣旨採択とさせていただきます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第9号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、陳情第9号は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第10号 議会報告会に於いて市民との意見交換の充実を求める陳情を議題といたします。

陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、陳情の内容が議会運営に関することでもありますので、質疑に対しては議会事務局においてわかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 市民との意見交換を議会報告会で行っている近隣市町の事例などをもし把握している内容がございましたら、お願いします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

石川事務局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 議会報告会は、余り、議員さんが主体でやっているという状況で、二、三、日進さんとか知立市さんで開催されているのを見る限りでは意見交換の場があったと。それ以外はちょっと私は状況をつかんでおりません。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 何も委員の方から質疑がなければ、また委員間討議をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、委員間討議に入ります。時間は30分をめぐりに討議を実施いたしますので、よろしく願いいたします。

お待たせいたしました。それでは、早川委員より、討議の目的及び論点をお願いいたします。

○早川直彦委員 趣旨の2番目のところに、要望がある限り1時間以上かけて行くとあるんですが、要望がなければ1時間じゃないのかなというふうに読めるんですが、要望がある限り、おおむねなのか、そこはちょっとこの文章では読み取れないのですが、1時間はやってほしいと、意見を聞いてほしいというのが、要望を聞くことがいいのかどうか。まず、こういう意見交換と書いていますが、そのあり方はどうすればいいのかと、あと、時間ですね。それに対する時間は、これは1時間というものが要望がある限りと書いてあるんですが、その1時間というそのものがいいのかどうか。例えば、2時間やりますよ、3時間やりますよの中の1時間と、1時間しかやらないものの1時間じゃ趣旨が違いますので、そういうものもちょっとわからないのですが、時間ですね、そういうものをかけて

行うというものが、1時間以上かけることがメリットなのかデメリットなのかという、その部分で委員間討議をしたいと思うんですが、どうでしょうか、委員長。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ただいまの論点は、趣旨の中にありますように、1時間以上ということに限定することにメリット、デメリットということではよかったですか。

○早川直彦委員 意見交換を議会報告会ですることのメリット、デメリットですか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） どっちですか。両方ですか。

○早川直彦委員 両方ですね。あと、要望がある限りの1時間。

○近藤裕英委員 済みません、1番は委員間討議しなくて、2番の1時間に限って討議するというのでいいですか、今の副委員長の発言。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 今の論点を言いますと、1番でなくて2番の趣旨に対して意見交換、議員全員が参加して行うということは横に置いておいて。

○早川直彦委員 ええ。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 2番の意見交換をするべきかしなくてもいいか。そして、するならば、要望のある限り1時間以上というふうに限定をするかしないか。それに対して論点を持っていきたいと思いますけど、よろしいですか。

それではよかったですか。

○早川直彦委員 はい。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） では、それに対しての委員間討議の申し出がありましたので、それに対して、ただいまの論点に対して御意見はございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 整理しますと、要するに、1番については、もう全員がそもそも参加することになっているから討議する必要がないということではいいんですよね。

2番の議会報告会において、市民参加の質疑を行うかどうかというそのあり方と、その時間は1時間以上というふうに指定されているので、それでいいのかという、そういうことでよろしいですね。

今まで豊明市では2回行われていて、1回目は、質問、質疑応答の時間があって、紙をベースにですかね。2回目は、市民と直接という形ではなかったというふうに聞いているわけなんですけど、恐らく模索をしている途中だろうというふうには思うんですけども。あり方について、市民との意見を聞くことのメリットというのはダイレクトに、紙ではなく直接意見が聞けるというのは、1つ、感情も含めたいろんな伝えたいことというのがよりわかりやすくなるというメリットはあるかなと思います。

デメリットとしては、余りにも特定の人が長くしゃべってしまうとか、特に制限をかけ

られずにいきなり発言が出たりするような場合には、誹謗中傷が含まれていたりというようなことがなかなか制御が難しい部分もあるのかもしれないというようなことがデメリットとしては考えられるかなと思います。

時間については、1時間以上かけた場合のメリットとしては、要望がある限りということですが、十分に発言する側の参加者の欲求に応えやすくなる。それだけ長くかければ応えやすくなるということはあるかと思いますが、一方で、以上ということで上限がない場合には、長時間過ぎてしまっただれてしまうといいますか、会として冗漫になってしまわないかという懸念はあります。そういったところがメリット、デメリットかと思えます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは議会報告会ですので、本来であれば、議会で何が審議されて、どういう結論を導き出したかというのを報告するのが本来の議会報告会ですが、先ほど他市の例も、僕も知立や日進や東郷にかなり行きましたけれども、一部の人はかなり強い意見や私見を延々と述べられて、盛り上がっているかという、ちょっとクエスチョンがつく部分があります。市民の人には、どうしても、議員に言えば何でもやってくれる、提案権もあるんだ、予算編成権もあるんだという要望をぼんぼんぶつけてこられる場合、市役所サイドに伝えることはできても、やりますとは我々は決して言えませんので、そう言ってもなかなか理解していただけないという人に対しての説明というのが、どうしても、どこの議会を傍聴しても、何のために議員をやっておるんだと一方的に主張を繰り返されるのが延々と続く場合があります。だから、要望がある限り1時間以上かけて行うというのは、これは議会報告会という場がいいのか、市民との意見交換会という場をほかに設けたほうがいいのではないかというのも私の中では若干ありますので、議会報告会の中において市民との意見交換会と言われると、必ず地域要望と言われる方がおられます。また、ほとんど、こういう言い方がいいか悪いかわかりませんが、純粋に来られた方がなかなか手が挙げにくいという雰囲気になってこられて、特定の人しか発言がないというのが、これがデメリットだと思います。これぐらいで結構です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 メリットとして、たくさんの時間意見をいただくというのはいいことだと思います。逆に言うと、1時間以上というのが、これが採択されて、1時間以上、じゃ、これ、2時間、3時間、そういうふうにはならないと思う。この陳情書の文章を読めば常

識的なことが書いてありますけれど、この陳情者が思ってみえる発言が、特定の議員、市民参加に偏らないようにというふうには書いてありますが、実際に1時間以上はお話を聞きますよというところで採択すれば、この内容で採択して、下の1番から4番までの要望が同時にリンクして採択されたということになると、デメリットも出てくるんじゃないかな。延々とやれるじゃないとか。特に3番、4番については、議会報告会という会議の内容からすると、ホームページで報告、公表しなさいとかいうところについては、それは私どものこの議員の中で判断して決めることで、陳情者の要望でやるところではないかなと。私にとってはデメリットかなと思います。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 メリットとしては、さまざまな要望が聞けるのかなと思いますけれども、ただ、デメリットとして、何に対する要望なのか、どこまで制限するのかというのがありますね。本当にいろんな要望が出てくると思いますので、その趣旨をどこに持っていくのかなというのを思います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） メリット、デメリットがね。

○一色美智子委員 メリットは、1時間以上かけてやるというのは、要望として聞けるのはいいかなと思いますけれども、現実には1時間以上かけられますかという、今回、議会報告会の中においていろんな意見交換が行えますので、それを1回行ってから、どういう感じかなというのを一回見てみたいなと思います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 皆さんのメリット、デメリットと重複しますので。長い時間をかけることによって貴重な御意見がたくさんいただけるというのは、それは事実だと思います。要望がある限りですので、要望がなければそこですぐ終わりだというふうに判断するんですが、デメリットとしては、やっぱり声の大きな人がどうしても何回も何回も繰り返すというのがデメリットかなと思うんですけど、これも、いろんなところを私も見に行っただんですが、要するに、司会者の方がうまく交通整理できているところはうまく終わるんですね。「申しわけないです、ほかの方もいますのでごめんなさい」と言って、長く質問したら、「1つだけにしてください、まだまだいますので」というところはうまくできるし、それがとめられないところは、すごく乱れていっちゃうのかな。これもやっぱり司会者の配慮によって変わるのかなというのは私は感じております。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） メリット。

○早川直彦委員 それはデメリットでもあるんですけど、そこを解決するのは、やっぱり司会者とかそこを進行する者の能力というのか、そこに左右される。デメリットを解決することは可能だということです。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 今は総括的な意見ではなくて、その後になりますけれども、討論のときにおっしゃっていただけるといいかもしれません。

ほかにデメリット、メリット。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 メリットの部分は皆さんと同じです。生でそういう機会を、場を設けるとするのは、市民の意見をすくうということで必要なと。メリットだと思うんですが、デメリットをあえて考えますと、先ほどのいろんな委員の方の御意見にもありましたが、そもそも議会報告会のあるべき姿がどういうものかというものも含めて、まだまだ皆さんと詰めていく、やりながら試行錯誤ですが、やりながら詰めていく部分があるので、要望がある限り1時間以上かけて行うというふうに逆に縛ってしまうとどうなのかな、それに縛られちゃうのかなというふうな感覚を今は持っております。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 単純にいいところと悪いところを出し合っていたら、それを感じた後での討論になろうかと思っておりますので。

いかがでしょうか、ほかにございますか。

今出されましたメリットは、たくさんの方のいろんな意見を直接聞くことはとても必要だろうということがメリット。デメリットに関しては、やはり一部の方の大きな声を中心に、時間を無駄に使うということをうまく回避できるかどうか。いろんな方の意見を聞いていくことができるかどうかといった能力をお持ちの方が議会にいるかどうかということの後からおっしゃるんだと思っておりますけれども、今のお話を伺っていますと、そういうような意見が出されたように思います。

ほかに何かメリット、デメリットにお気づきの方がありましたら。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、出尽くしたようですので、委員間討議を終結してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で委員間討議を終結し、質疑を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(進行の声あり)

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○**ふじえ真理子委員** 陳情第10号に対しては趣旨採択の立場で討論させていただきます。

先ほど何度も出ました、意見交換をすることは、どんどんそういう機会の場を設けていくというのは必要だと思っています。先日、自主防災の連合会の方と議会との話し合いの場もありました。今後、議会報告会がどういうふうなあるべき姿だろうということも含めて、改革推進協議会の中で、ここで1時間以上かけて行うことだとか、ホームページでその内容を公表することだとか、たくさん協議することがありますので、議会報告会の今後のやり方の幅を狭めないためにも、1時間以上かけて行うというところはちょっとどうなのかと思いますので、趣旨採択といたします。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** ほかにございませんか。

三浦委員。

○**三浦桂司委員** 私も趣旨採択で。

議会基本条例は、年に1回以上開催するといって、1回の議会報告会の中で無理やりに入れなくても、先ほど僕が言ったように、市民との意見交換会の場を設けるような、そういう考えを持ったほうが、年に1回以上、だから、この1時間以上要望がある限りというのに私もかなりこだわりがありますので、趣旨採択で、また協議会のほうでしっかりもんでいただければと思います。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** ほかにございませんか。

近藤委員。

○**近藤裕英委員** 私も採択という方向で意見を言わせていただく。やっぱりここで1時間以上というくくりがあったり、要望の繰り返しになりますが、3番、4番のところを、これも一緒にリンクして採択されるというところは本意ではないので、もう一度、内容に対しては全く、方向としては反対ではありませんけれど、この1時間とかいろんな要望がついているところ、リンクしているところについて違和感を持って、趣旨採択ということで答弁します。

○**議会運営委員長（近藤郁子議員）** ほかにございませんか。

一色委員。

○**一色美智子委員** 私も陳情第10号は趣旨採択ということで、議会報告会ということなん

ですけれども、今後、議会報告会を地域別にやるかもわからないし、どう動いていくかというのはまだわからないと思うんです。そこで、ここで1時間以上かけてというのはどうなのかなというのを思いますので、まだこれは反対じゃなくて議論する必要があるなと思いますので、今本当に議会報告会は試行錯誤して行っておりますので、今後の動きもあると思いますので趣旨採択とさせていただきます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 改革の会を代表して、採択の立場で討論させていただきます。

市民の方と議員との質疑の場というのはなかなかないわけですよ。個人1人はあったとしても、会派ではあるかもしれないんですが、議会報告会の中で、要望がある限りって、要望があってもなくてもというわけではなくて、そういう声があれば真摯に聞いてほしいという願いから来ているものだと思いますので、私は悪いことじゃないというふうに思います。それでも1時間は、開催の時間に限りがありますので、何十時間もやるわけじゃないです。その中で時間をできるだけとってほしいという意味合いのものともとれるわけですよ。それはやっぱりその気持ちは鑑みる必要があると思いますので、採択といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、陳情第10号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第10号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、陳情第10号は、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書につきましては、私に一任願えますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。委員会報告書につきましては、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な審査、御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会

委員長